

令和7年度 第23回政策会議・調整会議

<検討>

1_A	【政策会議のみ】株式会社プラティ多治見 経営体制の変更について(商工観光課)			
	<概要> プラティ多治見(商業棟)の運営状況及び株式会社プラティ多治見の経営状況を踏まえ、市として、次の対応をとる。 (1) 代表取締役として、市の部長級職員を派遣(兼業)する。 (2) 実務者として、市の中堅職員を派遣(兼務)する。			
	政策会議	決定	調整会議	—

【政策会議での主な意見】—

1	令和8年度税制改正を受けた「わがまち特例」の方針について(税務課)			
	<概要> 令和8年度税制改正に伴う次のわがまち特例は、次のとおりとする。 (1) バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置(現行1/3)について、特別特定建築物全般に広げ、特例率を市町村の判断により1/2まで拡充されることに伴い、本市では国が示す参酌割合である1/3を採用し条例で規定する。 (2) 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置について、太陽光発電設備はペロブスカイト太陽電池に限定し、風力発電設備は主に洋上風力発電設備を適用対象として拡充されることに伴い、本市では、太陽光発電設備は最大の特例割合である1/3、風力発電設備は参酌割合である2/3を採用し条例で規定する。 (3) 上記(1)、(2)とも適用期限は3年延長される。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①専決処分とするのは太陽光発電設備の対象が限定され、不利になる部分があるからという理解でよいか。
→地方税法の改正が3月31日公布、4月1日施行となることによるずれが生じることによるもの。
- ②遡及適応しないということは不利になる内容があるからと考える。そうであれば専決処分ではなく、5月臨時会での提案でよいのではないかと。
- 不利になることはないと認識しているが、法制Gと相談し対応する。

【調整会議での主な意見】

- ①1P目の表内(2)再生可能エネルギー発電設備-太陽光発電設備-その他資産について、本市の割合の最大は1/3か2/3かどちらか。
→1/3を乗じた場合、課税標準額が低くなるので、1/3が最大。一方、特別特定建築物は割合を差し引くので逆となる。
- ②R6年度にマンション管理適正化推進計画を策定。マンションの管理組合では、場合によってはローンを組み大規模改修をすることも負担が大きいと聞いている。共同住宅も対象となるのか。
→税制改正大綱と地方税法改正も案の段階のため、現時点では「一定の太陽光設備のみ対象」としか答えられない。
- ③特別特定建築物は現行の割合と変わっていないのか。
→割合は変わっていない。劇場・音楽堂等に限るとされていたものが外れている。
- ④太陽電池発電と風力発電は割合が変わっているのか。
→変わっている。加えて、(1)の特別特定建築物は現行の法律では1/3で固定であり、わがまち特例ではなかったが、今回市町村で割合を決めてよいわがまち特例が適用となったので諮るもの。
- ⑤他市は専決処分による対応か。
→自治体によって対応は異なる。
- ⑥太陽電池発電のみ最大割合を設け、参酌割合としないこととしているが、他市は参酌割合を採用するのか。
→他市も検討中ではあるが、担当者レベルではそのように聞いている。

- ⑦太陽電池発電のみ最大割合とするのは環境課の意向によるものか。
→従来も最大割合としている。また、環境課による意向もある。

2	中期財政計画（令和8～11年度）（案）について（財政課）			
	〈概要〉 令和8年度から11年度までの中期財政計画（案）を定める。			
	政策会議	決定	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①一定の事業費の削減は定率で行ったのか。数値は何%か。
→定率で行っており、総合計画経費とその他経費を12%削減している。これは、R8当初予算要求時と同様の対応である。

【調整会議での主な意見】

- ①市債償還対策基金について、財政向上指針では30億円以上確保となっているが未達の理由は。
→補正予算で積立も行ってきたが、一般財源確保のために取崩しを行ってきたことが理由に挙げられる。
②市税が上がっていく見込みについて、何か具体的な要因は何かあるか。
→総務省が発表している地方財政計画におけるR7・8年度の伸び率平均に1/2を乗じて算定した。

<報告>

3	多治見市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について（企業誘致課）			
	〈概要〉 令和8年度税制改正及びそれに伴う省令改正により、東京23区からの企業の本社機能移転に対する固定資産税の課税免除措置について、その適用期間が2年間延長される見込みである。 また、課税免除措置の対象要件に中古物件の購入・改修が追加される。 それに伴い、引き続き本社機能移転に対する支援体制を維持するため、適用期間の延長と対象要件を追加する条例改正を行う。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

- ①これまでに該当する案件はあったのか。
→なし。

【調整会議での主な意見】

- ①現時点で該当する会社がありそうなのか。
→建物を建てた後に申請いただくもののため、現状はない。ただ、中古物件の居抜きの場合は対象となることがあるので、遡及対応するもの。

4	多治見市有害鳥獣被害防止計画の策定（改正）について（農林課）			
	〈概要〉 野生鳥獣による農林業等への被害防止を目的として、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第4条1項の規定に基づき「多治見市有害鳥獣被防止計画（令和8年～10年）」を策定（改正）する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】 —

【調整会議での主な意見】

- ①計画としては根絶するまで続くのか。
→被害がなくなるまで。
②可児市のみタヌキが対象鳥獣に入っている理由は。
→可児市では被害が出ているため。

③この計画がしばらく続くのであれば、計画期間を5年や10年にするという考えはあるか。
→県のルールにのっとり3年としている。

5	合併処理浄化槽の更新に対する補助金交付の実施等について (環境課・上下水道総務課)			
	<概要> 国の浄化槽設置整備事業実施要綱が改正され、循環型社会形成推進交付金（浄化槽関係）の補助対象の範囲及び基準額が変更されたことに伴い、多治見市浄化槽設置整備事業補助金交付要綱に基づき交付している補助金の対象に合併処理浄化槽の更新を追加するとともに、浄化槽撤去に関する補助限度額を増額する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①以前は補助対象のエリアが限定されていたと思うが、現在は下水道が接続できない何らかの条件があれば対象という理解でよいか。

→補助対象地域が基本であるが、下水道処理区域内であっても、地形的事情等により下水道に接続できない特段の事情がある場合は対象となる場合がある。

②R8年度の当初予算要求は改正後額の15万円に引き上げた額で要求しているのか。

→お見込みのとおり。

【調整会議での主な意見】

①合併処理浄化槽の更新に関する合理的な判断は、業者やメーカーによる判断か。

→業者による定期点検で不適正となった場合、浄化槽メーカーから不具合等により更新が必要とされた場合等で判断される。

②合併処理浄化槽は市内でどの程度の数があるのか。

→R6年度末時点で3,125人分存在する。

③合併処理浄化槽の補助金の交付は下水道処理区域外が対象となるのか。

→基本的にはそのとおりだが、下水道処理区域内においても一部存在する。

④大規模な事業所も対象となるのか。

→主に個人宅を対象としており、大規模な事業所は対象外。

⑤下水道を使用できる区域の方には下水道への切替えを促進するのか。

→お見込みのとおり。

6	令和8年度多治見市一般廃棄物処理実施計画の作成について（環境課）			
	<概要> 一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び多治見市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、多治見市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画を単年度ごとに作成する。多治見市廃棄物減量等推進審議での審議を経て計画案を作成したため報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①リチウムイオン電池について、機械の中に入れており取り出せない場合はどうするのか。

→破砕ごみとして回収するので、センターに持ち込んでいただく。

②1人当たりのごみ排出量について、多治見市は国内でどのような位置にあるのか。

→県内では中位だが、岐阜県が全国平均以上のため、減量について努力の必要がある。なお、東濃3市では最も少ない状況。

③ごみ焼却場の具体的な費用負担の割合は今後の検討かと思うが、人口割か排出量によるのか、議論はどういった状況か。

→現在協議中のため、決まり次第、庁議等に諮ることとなると考えている。

④新焼却場を作るために受ける交付金に関連するプラスチックの回収体制に関する計画は3市がそれぞれ作るの

か。

→最終的には3市ともに必要となる。

【調整会議での主な意見】

①リチウムイオン電池については検討とあるが、今回の改定の中では検討にとどまるのか。

→今回実施までできるか分からないため、検討とした。

②リチウムイオン電池の具体的な回収方法のイメージはあるのか。

→他市では、例えば庁舎に回収ボックスを設置する事例もあるが、休日等に人目につかないときに発火する可能性等もあり慎重な検討が必要。

6_A	中京学院大学移転を契機とした体育施設整備について（文化スポーツ課）			
	〈概要〉 中京学院大学移転を契機とし、滝呂球場及び笠原向島運動広場の整備を実施する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①緑化公園課及び開発指導課と協議の上で進めてほしい。

【調整会議での主な意見】

①総合計画事業か。

→お見込みのとおり。

②向島グラウンドはブルペンを場外につくるのか。

→場内につくる。滝呂球場はグラウンドの道を挟んで向かい側につくる予定

③向島グラウンドはピッチャーのマウンドがあるのか。

→あるが、状態がよくないので不陸調整を行う予定。

④滝呂球場の外野は雨後に水たまりがひどいが、水はけの対応をするのか。

→外野の不陸調整は予定していない。

7	中央新幹線第一中京圏トンネル新設（大針工区）土木工事の工期延伸について （都市政策課）			
	〈概要〉 東海旅客鉄道㈱が行う大針工区土木工事の工期末を令和8年6月から令和13（2031）年12月に延伸することを報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】 —

【調整会議での主な意見】

①水道使用料はJRが負担するのか。

→用対連の基準に基づき補償される。

②大針工区のみでなく、他の工区も工期延長されるのか。

→工区ごとに契約されており、本件は大針工区のみ。他の工区の状況は確認しておく。

8	令和7年度ストレスチェックの実施結果について（人事課）			
	〈概要〉 令和7年度に実施したストレスチェックについて報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】 —

【調整会議での主な意見】

①管理職も高ストレス者がいると考えるが、状況はどのようなか。

→悪い指標ではないという認識。データを集約する企業の比較によると、偏差値として部長は57、課長は50.5、

課長代理（リーダー）は46.9、総括主査（リーダー）は48.4であり、管理職については相対的に悪い指標ではない。

②高ストレス者とされる人はどの部署でもその傾向なのか、または現在の部署によることが理由なのか。

→保健師が把握しており、個別に面談している。自己申告書においては多くの職員が現在の職務が向いていないと回答する人が多い。

③高ストレス環境の改善は課長級のみでの対応は困難。課員自身も自ら改善を図る姿勢が必要。

→管理職のみで改善が可能とは考えていないが、管理職による対応も必要と認識。

9	災害対応におけるオンライン会議システム活用について（危機管理課）			
	〈概要〉 災害警戒本部会議はオンライン会議、災害対策本部会議はリアル会議とする。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①オンライン会議は、先般試行運用を開始した「多治見市テレビ会議システム」を用いるという理解でよいか。

→お見込みのとおり。庁内 LAN パソコン又はタブレット（iPad）で会議に参加する。

②オンライン会議とする期間は、新庁舎が完成までの間という理解でよいか。

→新庁舎完成後も消防長等の出先機関の職員はオンライン参加。

③効果として警戒本部会議の場合に「大雨の中、危険をおかしてまで本庁舎へ行く必要がなくなる」とあるが、対面で行う対策本部会議のため参集する場合は、さらに雨が強くなっていると予想され、この効果の表現は矛盾しないか。

→資料中「災害対策本部会議をリアル会議とする理由」にある通り、やむを得ないと判断。

④効果については上記よりもスピード化の方が高いのではないか。

→ご指摘の通り、勤務時間中であれば、参集移動時間を削減でき会議開始をスピード化できる。

⑤警戒本部会議をオンライン化しても、結局、対策本部会議で本庁に参集することになるため、メリットは小さいのではないか。

→必ずしも対策本部会議に移行するわけではない。

⑥本部連絡員は現場への行き来があるため、本部連絡員はオンライン参加、本部員は対面参加の方が現場指示等において効率的ではないか。

→本部連絡員と本部員はセットで動くことが原則。

⑦本部連絡員が駅北庁舎でオンライン参加できれば、所管する災害対応業務の状況把握や指示がスムーズになり効率的である。

10	窓口 BPR モデル事業における氏名等の記載回数削減について（企画政策課）			
	〈概要〉 第17回政策会議で再検討となった基本情報の記載回数削減について、関係部課長によるMTGで協議した結果を報告するので確認いただく。併せて、その他の取組（各課における本人確認の方法／白菊コーナーの見直し）について方向性を見直したので報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】

①白菊コーナーの見直しについて、将来的に新本庁舎移転後に改善される見通しはあるか。

→セキュリティ等の課題も含め構造的な障壁が残ると認識している。

【調整会議での主な意見】

①市民課で得た個人情報了他課に提供することは法的に支障ないか。

→個人情報の保護に関する法律第六十九条第2項第二号の規定（行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。）により問題ないとする。

②基幹系システムにフォルダを設けるとのことだが、追加で費用は発生するのか。

→既存のものを活用するので、費用は発生しない。

11	企業版ふるさと納税獲得作戦 寄附受領状況及び各課取組状況（企画政策課）			
	〈概要〉 作戦タイトル「企業版ふるさと納税はTR360でガッチリ」として今年度から全庁体制で取り組んでおり、1月末時点での寄附受領状況及び各課取組状況を報告する。 今年度目標額1億円の達成に向け、3月決算を迎える企業が多いことを特に意識し、寄附拡大を図る。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】－

12	物価高騰対策（商品券配布事業）について（企画政策課）			
	〈概要〉 物価高騰の影響を受ける市民への支援を目的として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、全市民に1人当たり6,000円分の商品券を5月下旬から配布開始する。商品券は、市内の参加店舗で使用可能な「地域商品券」とする。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①事務体制と事務場所の予定はどのようなか。駅北庁舎の会議室等の使用予定はあるか。

→商工会議所に委託し、事務局を設置するので、各課人員による従事や駅北庁舎内の使用予定はない。また、郵送については委託先で場所を確保してもらい進める。

13	令和7年度カイゼン及び職員提案の取組状況について（企画政策課）			
	〈概要〉 令和7年度における各課のカイゼン及び職員提案の取組状況を報告する。			
	政策会議	了承	調整会議	了承

【政策会議での主な意見】－

【調整会議での主な意見】

①R8年度に自主研究グループを立上げ予定。自主研究グループとカイゼンの関係性は。

→自主研究グループは人事課が所管しており、グループで知識を深めたい内容を時間外に取り組むものであり、結果として業務改善につながることもあるといった形。カイゼンは各課で実際に業務中に取り組んだ事業。

②課内での業務の一環の内容はカイゼンの対象となるのか。カイゼンにて対象とする範囲を明確にすべきと考える。

14	【調整会議のみ】（1stステップ）開庁時間見直し検討の進捗状況について（企画政策課）			
	〈概要〉 令和7年11月17日に庁議にて報告した開庁時間見直し検討について、進捗状況を報告する。			
	政策会議	－	調整会議	了承

【調整会議での主な意見】

①16時に来庁されている方まで対応するのであればよいのではないかと。

②三の倉センターも9時～16時まで開いており、16時まで敷地内にいる方については対応している。

③昼休みの検討はしているか。また、時間外の電話への対応は検討しているか。

→昼休みの検討はしていない。時間外の電話対応は、必要に応じて音声案内導入の可能性はある。